

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協議会名	令和８年第２回宮城県亙理警察署協議会
開催日時	令和８年７月２日（木）午後３時30分から午後５時まで
開催場所	宮城県亙理警察署 会議室
出席者等	1 協議会委員 佐藤徳美会長、三戸部貞雄副会長、大友秀孝委員、成毛政孝委員及び畠山千恵委員 ※ 欠席委員なし 2 警察署員 署長、次長兼警備課長、会計課長、地域課長兼生活安全課長、刑事課長、交通課長、警務課長、生活安全課課長代理及び警備課課長代理
議事概要	別紙のとおり
備 考	

議事概要	1 報告事項等 (1) 管内の治安情勢等について（署長） 署長から、令和8年5月末現在における刑法犯認知・検挙状況、特殊詐欺被害状況、交通事故発生状況等の管内の治安情勢について説明がなされた。 (2) 「速度取締り指針（案）」について（交通課長） 交通課長から、令和8年度下半期における亘理警察署速度取締り指針（案）について説明がなされた。 2 協議事項（提言・意見・要望等） 各委員から、次の提言等がなされた。 (1) 地域連携について 委員： 社会情勢が変化する中、従来の捜査力や体力だけではなく、より幅広い能力が求められている。 そのような中で、警察だけで頑張るのではなく、地域と連携した対策というのでも考えてもらって構わないと思う。 亘理警察署では、これまで金融機関と連携したり、署員がバンドを組んで広報活動をしたり、地元の小学生を防犯大使として委嘱し、共に活動をしたりしてきた。 今後、これまでの枠組みだけではなく行政、企業及び町内会等に声掛けをしていただき、「地域の安全を守るパートナー」という関係性を構築すれば、より住みやすい亘理町、山元町になると思う。 生活安全課長代理： 御意見のとおり、困難な社会情勢の中、多くの問題を警察だけで解決することは非常に困難であり、官民連携した活動が重要であると考えている。 当署では、管内の関係機関・団体と協定を結ぶなど、協働して地域の安全・安心に向けた活動を推進している。 また、御協力いただける方々との関係性を高めつつ、そのような方々の拡大にも力を入れている。 先日も、町内の団体の皆様と一緒に、朝のあいさつ運動に参加させていただいており、今後もこのような活動に継続して参加していきたいと考えている。 これまでの活動だけではなく、より地域の皆様と連携し、地域に根ざした活動を行い、皆様との関係性を深めて参りたい。 委員： 住民の立場で言えば、警察のお手伝いをできたらと考えている。
------	--

議事概要

何か住民がお手伝いできるようなことがあれば、気軽に声を掛けてもらいたい。

(2) 横断歩道付近における通行について

委員： 信号機のない横断歩道での安全な走行について尋ねたい。

車両で走行をしていると、横断歩道付近にいる歩行者が、横断しようとしているのかそうではないのか判断が難しいときが時々ある。

そのようなとき、車両を停車させなかった場合交通違反となるのか、具体的に教えてもらいたい。

交通課長： 横断歩道等において歩行者等がいる場合の一時停止は、交通死亡事故等の重大交通事故を防止するための基本となる。

横断歩道等において歩行者等がいるにもかかわらず、横断歩道等の直前で一時停止しなければ、交通事故発生の危険度が高くなり、状況によっては、死亡事故に発展するものと思われる。

横断歩道等の入口付近に歩行者等が立っているが、車の通過を待っているのか、人を待っているのか又は横断をしようとしているのか不明である場合については、「横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合」とは言えないので一時停止し、歩行者等の横断意思を確認する必要がある。

よって、歩行者等に横断意思がないことを確認後、進行していただかなければ、横断歩行者等妨害等という交通違反が成立する可能性がある。

委員： 特に、歩道がない又は狭い場所において判断することが難しいし、対向車両がある場合には、対向車両の運転手が自分と異なる判断をする場合もある。

より一層気をつけて通行したい。

(3) 交通安全対策について

委員： 令和8年9月1日から実施される改正道路交通法では、住宅地等を通る、いわゆるセンターラインのない道幅の狭い生活道路の法定速度が、30km/hに引き下げられると聞いた。

速度超過を防ぎ、安全を確保するため、道路面表示にも注意喚起（視覚効果による車両減速）を促す物理的デバイスを施し、車を運転する側からも瞬時に確認できるような工夫を切望する。

交通課長： 令和8年9月1日から改正道路交通法施行令が施行され、生活道路と言われる、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路における法定速度が60km/hから30km/hへ引き下げられる。

しかし、いまだ県民への周知が徹底されておらず、正しく理解されていない状況と認識している。

まずは県民に正しく理解していただけるよう、県警ホームページ、交通安全啓発活動、交番・駐在所・自治体作成の広報誌を通じて法改正の趣旨等の理解を図らせていただきたい。

さらに、改正法の施行後、生活道路における実態調査を実施し、改正法が徹底されていない状況であれば、交通指導取締りの強化と「物理的デバイス」の設置による速度抑制を検討させていただきたい。

なお、物理的デバイスの設置は、道路管理者が設置することとなっているので、町の担当部署と情報共有し、交通事故が多発する場所を選定し、設置に向けて検討していきたい。

委員： 今、ホームページを通じて周知を図るという発言があったが、ホームページを見る人は限られていると思われるので町の広報誌等、より多くの人が目にする方法での広報をお願いしたい。